

司法警察員の指定等に関する規則

〔昭和39年1月31日
公安委員会規則第4号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号。以下「法」という。)第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づき、兵庫県警察における司法警察員の指定等について必要な事項を定めるものとする。

(司法警察員及び司法巡査)

第2条 兵庫県警察に勤務する警察官のうち、巡査部長以上の階級にある警察官を司法警察員とし、巡査の階級にある警察官を司法巡査とする。

2 警察本部長(以下「本部長」という。)は、特に必要があると認めるときは、巡査の階級にある警察官を司法警察員に指定することができる。

(逮捕状を請求できる司法警察員)

第3条 前条第1項前段に規定する司法警察員のうち、法第199条第1項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員(以下「被指定者」という。)は、次に掲げるものとする。

(1) 本部長の職にある者

(2) 警察本部の刑事部、生活安全部、地域部、交通部及び警備部に勤務する警部以上の階級にある警察官

(3) 神戸市警察部に勤務する警部以上の階級にある警察官

(4) 警察署に勤務する警部以上の階級にある警察官

(補則)

第4条 この規則を実施するため必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(司法警察員の指定等に関する規則の廃止)

2 司法警察員の指定等に関する規則(昭和29年兵庫県公安委員会規則第7号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行前に、現に旧規則の規定により指定を受けている被指定者については、この規則の相当規定により指定を受けた被指定者とみなす。

附 則 [昭和49年4月1日
公安委員会規則第8号]

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 [平成4年7月3日
公安委員会規則第12号]

この規則は、公布の日から施行し、改正後の司法警察員の指定等に関する規則の規定は、平成4年6月6日から適用する。

附 則 [平成6年9月30日
公安委員会規則第13号抄]

(施行期日)

1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 [平成14年9月5日
公安委員会規則第7号]

この規則は、平成14年10月1日から施行する。